

女性に対する暴力についての今後の課題（家庭内における児童に対する性的虐待、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、その他）(案)

1 性犯罪（「家庭内における児童に対する性的虐待」の部分のみ）

家庭内における児童に対する性的虐待

家庭内における性的虐待については、加害者が近親者であること又は家庭内で行われることをもって犯罪行為に当たらないものではないことは、もちろんである。

また、特に児童に対する性的虐待は、本来児童を庇護すべき立場にある者等が、家庭内における物質的にも精神的にも圧倒的に優位な立場等を利用しており、断じて許すことのできないものである。

被害者は、幼いうちは行為の意味を理解できず加害者のなすがままにされがちであり、成長してからも、加害者に生活を依存していることから、加害者の要求を拒否することが難しく、また、家庭内で相談できる者もおらず、第三者に訴えることはなおさら困難であるという過酷な環境に置かれている。

刑法上の強姦罪は、暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、二年以上の有期懲役に処するとされ、十三歳未満の女子を姦淫した者については、手段の如何を問わず、かつ同意があっても同様に処するものとされており、家庭内における児童に対する性的虐待であってもこの要件に該当するものは当然強姦罪として処罰されることになる。また、児童福祉法においても、児童に淫行をさせる行為を禁じており、違反者は十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金（平成17年4月1日からは十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金又はその併科）に処せられることとされているが、近年、家庭内における児童に対する性的虐待について、この条項を適用し、児童に淫行をさせる罪として処罰がなされている事例もあり、今後ともこれらを適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。

家庭内における児童に対する性的虐待については、強姦罪等とは別の処罰規定を設けるよりも、むしろ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性に鑑み、まずは事案の表面化を促すことを第一に考えていくことが必要である。

加害者においては、子どもは自分の所有物であると考え、性的行為を求めることに何ら禁忌の念を持たない場合もあり、また、被害者においても、幼いころからの性的虐待によ

り、それを異常なことと認識できず、犯罪行為であってもそれと認識できなくなっている場合もあることから、まず、合意があろうがなかろうが、家庭内における児童に対する性的虐待は行ってはならない行為であるとの認識を社会全体に徹底するための広報啓発に努めるべきである。

また、児童虐待に対する対処の過程でこうした性的虐待が判明することが往々にしてあることから、家庭内における児童に対する性的虐待への対策は、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。

2 売買春（前回会合の「資料1」に同じ）

売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、その人権を軽視するものであることから、売春防止法違反事件につき、厳正な取締りに努めていくことが必要である。特に児童買春及び人身取引（トラフィッキング）については、国際的にも大きな問題になっており、その防止は重要な課題である。

また、売買春に派生して生じる性感染症の問題については、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して予防のための施策を実施し、また、望まない妊娠や10代の妊娠の問題についても、医師や看護師等による相談・援助事業等を行っているところであり、今後ともこのような施策を推進する必要がある。

(1) 売買春一般

児童を対象とするもの、管理売春、暴力団が介入するもの、外国人女性を対象とするものを重点に売春防止法違反の取締りが行われているところであるが、暴力が介在してくる危険性に対しては、厳正な取締りが有効な手段であり、今後も厳正な取締りに努めるべきである。

(2) 児童買春

児童買春については、これが児童の人権を侵害するものであることから、児童買春・ポルノ法等に基づいて厳正な取締りがなされているところであるが、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

いわゆる援助交際については、これが児童買春につながるものであることを認識するとともに、児童が自分を大切にし、安易に売春に走らないような指導啓発を推進する必要がある。

また、出会い系サイトの利用に起因する児童買春等による児童の被害が多発していることから、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必

要がある。

また、買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や加害者の再犯防止対策についても検討する必要がある。

(3) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引の取締りは、刑法（逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪等）、職業安定法、労働基準法等の各種労働者保護法規、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風営適正化法、児童福祉法及び児童買春・ポルノ法等を適用して行うことができるが、例えば、人身取引の被害者を使用する者等に対する規制を厳しくするなど、加害者の処罰の強化について検討する必要がある。なお、刑事手続において、人身取引の対象となった人々につき、人身取引の被害者としての面があることに配慮することも必要である。

また、国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書については、早期の締結を図るべきである。

なお、人身取引事件に関する捜査共助や犯罪者の引渡し等の関係国との協力を深めるとともに、国際的な啓発等を目的に、アジア地域等における協力枠組み（いわゆる「バリ・プロセス」）を実施しており、また、犯罪防止、被害者保護等を目的として、国際機関等を通じた協力を行っているところであるが、今後も国際協力を努めるべきである。

3 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、職場等において、性的な言動が行われ、それに対する女性の反応により当該女性が職場等において何らかの不利益を受けるものばかりでなく、性的な言動により職場等の環境が不快になるようなものも含むものであるが、いずれも、いわば女性に対する暴力であり、対象となった女性の尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げ、男女共同参画社会の実現の支障となるものである。

民間企業においては、男女雇用機会均等法第21条により、女性に対するセクシュアル・ハラスメント防止が事業主に義務付けられており、また、国家公務員については、男女を問わずセクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則に基づき、各府省庁において防止対策が講じられているところであるが、セクシュアル・ハラスメントは、雇用関係にある者の間のみならず、様々な施設における職員と施設利用者間にも起こり得るものであり、関係者すべてがその防止に努めなければならない。

また、セクシュアル・ハラスメントの中には、強制わいせつ罪等に該当するものもあり、これらは当該犯罪として処罰されるべきである。

(1) セクシュアル・ハラスメント対策の充実

セクシュアル・ハラスメントの防止については、職場等において様々な啓発活動が進め

られており、個々人の意識も高まっているところであるが、それが職場等の組織運営上の重要な課題であるという認識を組織全体で持ち、組織を挙げて、セクシュアル・ハラスメントの防止や被害者の救済に当たることの重要性について、更なる啓発活動が必要である。

相談の窓口では、被害者のプライバシーを守るとともに、客観的公正な対応を行い、相談したことが被害者の不利益にならないようにしなければならない。また、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が必要である。また、相談対応者の役割の重要性にかんがみ、相談担当者への研修を実施するとともに、加害者への指導、加害者の懲戒処分等、加害者へ厳正に対応する必要がある。

(2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

男女雇用機会均等法第21条及びこれを受けた指針（平成10年労働省告示第20号）では、セクシュアル・ハラスメントに関する対応方針の明確化とその周知・啓発、相談・苦情窓口の明確化と相談・苦情への適切な対応などについて事業主に配慮義務が課せられているが、これらを更に徹底する必要がある。

具体的には、パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的なノウハウを提供する講習事業等をより一層推進していく必要がある。

(3) 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント

大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実

現在、国立大学においては、セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施や相談体制の整備等が文部科学省訓令により義務付けられており、これに基づき、ガイドラインや倫理規定等の作成、全ての教職員及び学生を対象とした研修会の実施など、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための様々な対策を実施しているが、今後国立大学が国立大学法人化した後においても、このような対策を引き続き推進することが求められる。また、公私立大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実も重要である。

学内における相談体制の整備に当たっては、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるものにする必要がある。

大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実

小学校、中学校、高等学校等、大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントは、教育の前提となる教員と生徒、保護者等との間の信頼を著しく損ない、生徒等に大きな傷を残すものであることから、徹底した防止対策が必要である。

この観点から、セクシュアル・ハラスメントを行った教員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行うとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備などを推進する必要がある。

4 ストーカー行為等

ストーカー行為は、恋愛感情やそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情に基づくつきまとい等の行為を繰り返すことにより、被害者の安全、生活の平穏や名誉を害し、被害者の行動の自由を著しく害する行為であるが、行為が次第にエスカレートし、暴行、傷害、殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものである。

このため平成12年にストーカー規制法が制定され、加害者に対する警察署長等の警告や都道府県公安委員会の禁止命令等の行政手続、被害者の告訴を受けストーカー行為罪を適用して加害者を検挙する刑事手続の両面で、ストーカー行為の阻止を図る制度が整えられたが、今後もその発生防止と被害者の保護は、重要な課題である。

ストーカー規制法の周知

ストーカー規制法は、施行後日が浅いこともあり、どのような行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのかなどについて、今後、一般国民に対する広報や警察での被害者に対する分かりやすい説明をより一層推進していく必要がある。

被害者の救済の充実

被害者支援の一環として、各都道府県において、警察本部、警察署、関係機関、民間カウンセラー等による連絡協議会が構築され、必要な連携が図られているところであるが、今後とも被害者の救済を充実させるため、関係者間の緊密な連携を図っていく必要がある。

配偶者暴力防止法との連携強化

配偶者暴力防止法では、保護命令の対象が被害者本人に限られているが、被害者が逃げ出したことに逆上した加害者が、被害者の親族や友人等に危害を加えるという事件も発生していることから、ストーカー規制法を適切に適用していくことにより、配偶者からの暴力による被害者のより効果的な保護に努めていかなければならない。

また、配偶者からの暴力の被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターや警察が保護命令等配偶者暴力防止法上の諸制度を説明する際は、併せてストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活用していくことが必要である。

5 その他

これまで、女性に対する暴力として、対応が急がれる4つの課題を中心に提言を行ってきたが、この他にも、高齢者に対する虐待、10代の望まない妊娠、性感染症等その解決に取り組まねばならない課題がある。

高齢者に対する虐待については、身体拘束ゼロ作戦等の高齢者対策の一環として対策がとられており、また、10代の望まない妊娠については、思春期クリニック事業等の母性保健に関する施策が、性感染症については、予防指針の策定、啓発活動等の健康衛生に関する施策が行われているところであるが、これらの課題は、いずれも女性の身体を害する重要な問題であり、その対策の一層の推進を図ることが必要である。